

文部科学省科学技術政策研究所及び独立行政法人科学技術振興機構 の相互協力に関する覚書

科学技術政策研究所及び科学技術振興機構は、我が国の科学技術政策の推進に資する多様な活動に取り組んでおり、特に科学技術に関する基盤的な情報の収集及びデータの整備において、両者が果たす役割は今後益々重要性を増すとの認識で一致した。

科学技術政策研究所及び科学技術振興機構は、これまでも調査研究活動における協力や、それぞれが作成したデータの相互利用に努めてきたが、両者の事業の一層の発展のために、これまで以上に密接かつ包括的な協力関係を築くことが望ましいとの結論に達し、以下のとおり覚書を締結する。

記

第1条 科学技術政策研究所及び科学技術振興機構は、科学技術政策研究所にあっては、科学技術政策の推進に資する調査研究の基盤となるデータの整備及び高度化を目的として、科学技術振興機構にあっては、科学技術情報の発展及び流通促進に資することを目的として、必要な協力を行うものとする。

第2条 科学技術政策研究所及び科学技術振興機構の個別の協力内容については、その都度、両者協議の上、別途の覚書等の締結により、定めるものとする。

第3条 前条に規定する協議に係る事務は、科学技術政策研究所にあ

っては、科学技術基盤調査研究室が、科学技術振興機構にあつては、情報事業の企画調整担当組織が行うものとする。

第4条 この覚書は、双方のいずれか一方から廃止する旨の書面による通知がない限り、継続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年4月2日

文部科学省 科学技術政策研究所長
桑原 輝隆

独立行政法人 科学技術振興機構 理事
川上 信昭